

学部学生対象
(EG・JG カリキュラム留学生は除く)

※EG・JG のカリキュラム留学生は受付を終了しました。

2026 年度へボン給付奨学金 募集要項

以下の要領で、「明治学院大学へボン給付奨学金」の募集を行います。

願書受付期間:2026 年 10 月 1 日(木)～ 10 月 14 日(水)

■受付方法について

下記を参照のうえ、所属校舎の学生部窓口まで所定の書類一式を出願者本人が直接提出してください。

対象となる学生	所属校舎	提出先	窓口時間
文・経済・社会・法・心理学部の1・2年次生 国際・情報数理学部生(全学年)	横浜校舎	横浜学生課(1 号館 1 階)	月～金:9:30～11:45, 12:30～16:30 土:9:30～12:00
文・経済・社会・法・心理学部の3・4年次生	白金校舎	白金学生課(本館 1 階)	月～金:9:30～11:45, 12:30～16:00 土:9:30～11:45

※2 年次生(国際学部生・情報数理学部生除く)で横浜校舎での履修が週 0～1 日の場合、白金校舎で提出できます。

※窓口混雑時は別の日時での申請をお願いする場合があります。最終日避け、早めの申請をお勧めします。

■出願資格・給付資格

以下すべての条件を満たす者は出願できます。

- (1) 経済的援助が必要であると認められ、かつ修学上支障のない健康状態を有する者。
- (2) 次のいずれかに該当すること(経済的支援状況に関する要件)
 - ・日本学生支援機構の貸与奨学金、その他の貸与奨学金を受けている者。
 - ・1年生で日本学生支援機構の貸与奨学金、またはその他の貸与奨学金に出願したが採用とならなかった者。(ただし、自ら辞退した者は対象外とする。)
 - ・2年生以上で日本学生支援機構の貸与奨学金(第二種奨学金に限る)、またはその他の貸与奨学金に出願したが採用とならなかった者。(ただし、自ら推薦や採用を辞退した者は対象外とする。)
 - ・2026 年度秋学期に日本学生支援機構貸与奨学金(2 年次生以上は第二種奨学金に限る)、その他の貸与奨学金に出願中の者。
 - ・母子寡婦福祉資金(修学資金に限る)の貸与を受けている者。
 - ・日本学生支援機構の貸与奨学金第一種奨学金の貸与者で、給付奨学金との併給調整により貸与額が 0 円になっている者。
- (3) 2 年次生以上(編入学した 3 年次生は除く)は、原則として在学年次の標準単位(※)を取得している者。
※標準単位とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数[8]で割った値に、前学期終了時点での在籍学期数(休学した学期は除く)をかけた数です。
※2025 年度秋学期終了時点の取得単位が標準単位以下の者は、所属校舎の学生部まで出願可否についてご相談ください。
- (4) 最短修業年限内の者。ただし、編入生は入学後 3 年間については出願可。

■出願できない者(出願しても給付額が 0 円となる者)

いずれかに該当する場合は出願できません。

- (1) 2026 年度秋学期に、休学または「認定留学」で留学する者。
- (2) 給付奨学金のみを受給中・受給予定の者(併給調整で日本学生支援機構の貸与奨学金第一種奨学金が貸与額 0 円の者は除く)
- (3) 「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)」を受給中で、2026 年 10 月以降の支援区分が下記の者。

「Ⅰ」「Ⅰ(多子)」「Ⅱ(多子)」「Ⅲ(多子)」「Ⅳ(多子)」「多子世帯」

※2026 年 10 月以降の支援区分は 9 月中旬頃からスカラネットの画面で確認できます。(家計急変採用の方は個別に大学から通知)

※今後、区分変動の可能性があるので上記区分であっても出願自体は可能ですが、最終的に上記区分に該当した場合は給付額が 0 円となります。

■給付額

一学期につき、原則 175,000 円(年間 350,000 円)

- (1) 年間額を受給するためには採用後、別途案内する更新手続きが必要になります。(3 月案内予定)
- (2) 高等教育の修学支援新制度(支援区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)を受給中の方、もしくは新規で採用となる方は、文部科学省の授業料等減免額とへボン給付奨学金・白金の丘奨学金の合計額について当該学期の授業料と施設費の合計額を超えないものとします。

- (3) 高等教育の修学支援新制度(支援区分Ⅱ・Ⅲ)を受給している場合、以下のとおり給付額が調整されます。

支援区分	一学期ごとの給付額 ※()内は年額
Ⅱ	原則 115,000 円 (230,000 円)
Ⅲ	原則 190,000 円 (380,000 円)

- (4) 以下事由に該当する方については、採用時の給付額が増額および減額される場合があります。

増額されるケース:ひとり親世帯、同一生計内に障がい者または要介護者(介護度3以上)がいる、独立生計者、直近で被災した 等
減額されるケース:取得単位数が標準単位未満である、申請時に大幅な不備があった 等

■提出書類

必ず願書受付期間内までに以下の必要書類を揃えた状態で出願してください。

やむを得ない理由により、期間内に提出書類が揃わない場合は事前に所属校舎の学生部窓口まで相談してください。

- (1) 願書〔所定用紙〕(A4・両面・手書き)

- (2) 生計維持者(父母それぞれ)の課税証明書または非課税証明書〔市区町村の役所などで最新年度の全部記載のものを発行〕

※課税(非課税)証明書には、下記3点が記載されていることを必ずご確認ください。

- ・課税標準額(自治体によっては「課税〇〇所得金額」と表記)
- ・市町村民調整控除額
- ・所得控除の内訳

(役所の窓口では「奨学金の申請に必要であるため、証明書には上記の内容すべての記載が必要である」ことを伝えてください。

市町村民税調整控除額等の記載がない自治体の場合は、生計維持者のマイナポータル画面から、市町村民税調整控除額が記載されているPDFを印刷したものを別途添付してください。)

*****以下、該当する場合のみ提出*****

- (3) 〔上記「増額されるケース」にあてはまる場合のみ任意提出〕**特殊事情に関する証明書**

障害者手帳、介護手帳(要介護3以上のもの)、罹災証明書(準半壊相当以上のもの) 等

※願書裏面に記載された所定の特殊事情に該当する場合に提出が必要です。内容を確認のうえご提出ください。

■審査方法

提出書類の内容および願書に記載された学業への取り組み状況、単位取得状況等により審査します。

記載内容等に不明点があった場合は、出願者本人宛に電話またはMGメール(学籍番号メール)で照会を行いますので、所属校舎の学生部からの連絡がありましたら、ご対応くださいますようお願いいたします(照会が取れない場合は失格とすることがあります)。

■採用発表 11月下旬頃

「ポートヘボン」を通して行います。見落としのないよう、ご注意ください。

※詳細は、採用者に別途通知する予定です。

■給付日 12月上旬頃 届出の学生本人名義の口座に振込を予定しています。

■その他

- ・本奨学金出願者で2027年度春学期の受給を希望する学生は、2027年3月の所定期間に更新手続きを行ってください。更新手続きを行った者について再度審査を実施し、翌年度春学期の採用者を決定します。

※今年度秋学期に不採用となっても翌年度春学期には採用となること、また、その逆もあり得ることをご承知おきください。

- ・本奨学金を受給した当該学期に「退学・除籍・休学・懲戒処分(学則第34条)」となった場合や、貸与奨学金の辞退が発覚した場合は、支給済みの奨学金の返戻いただく場合があります。また、受給後に虚偽の申告および給付上限額の超過が発覚した場合も同様に返戻の対象となります。

- ・本奨学金の審査に必要となる「成績通知書」について、後日学生部より教務部に発行を依頼し受け取ります。ご承知おきください。

*「ヘボン給付奨学金」は、資金の一部に明治学院大学保証人会からのご寄付をいただいております。

問い合わせ先(学生部)

【1-2年生、国際学部・情報数理学部生】

横浜校舎 e-mail: gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

電話: 045-863-2029

【3-4年生(国際学部生・情報数理学部生以外)】

白金校舎 e-mail: gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

電話: 03-5421-5157

2026年7月31日 明治学院大学 学生部